

改正

平成24年6月8日要綱第117号

平成26年4月1日要綱第71号

令和3年4月5日要綱第7号

令和6年8月7日要綱第57号

武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス及び武蔵野市地域生活支援事業に関する規則（平成20年9月武蔵野市規則第61号）第9章の日中一時支援（以下「放課後等デイサービス等」という。）を提供する法人（以下「サービス提供法人」という。）に対して、施設の土地、建物又は駐車場の賃借料及び更新料（以下「賃借料等」という。）の一部を補助することにより、障害児の日中における活動の場を確保し、及び放課後等デイサービス等を安定して提供できる体制の充実を図り、もって障害児福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵野市（以下「市」という。）内に所在し、おおむね週3日以上放課後等デイサービス等を提供することができること。
- (2) 施設の通所者のうち、市内に住所を有する障害児（以下「市内通所者」という。）の割合が8割を超えていること。
- (3) 施設の設置にあたり、土地若しくは建物の全部若しくは一部又は駐車場を賃借し、当該賃借に係る賃借料等をサービス提供法人が負担していること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サービス提供法人が負担する補助対象施設に係る賃借料に要した経費であって、当該月に係るもの及び更新料とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、一施設につき補助対象経費の2分の1（千円未満の端数は、これを切

り捨てる。)に相当する額又は25万円のいずれか低い額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。ただし、月の途中で補助対象施設を開設し、変更し、又は閉鎖する場合における補助金の交付額は、当該開設し、変更し、又は閉鎖する日を基準として日割りにより算定する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするサービス提供法人(以下「申請法人」という。)は、市長が別に定める日までに武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、当該申請をしようとする月の属する年度において既に提出している場合は、添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 建物等賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象施設に係る賃借料等を負担したことを明らかにする書類
- (4) 当該月の全通所者及び市内通所者の人数を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、同一年度に属する月については、複数月分をまとめて申請することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和49年9月武蔵野市条例第34号)第2条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和49年9月武蔵野市規則第19号)第2条の規定により申請しなければならない。

(交付可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて実地調査を行ったうえで、補助金の交付の可否を決定する。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請法人に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする際に条件を付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対

する助成の手続に関する条例施行規則第3条第1項の補助指令書により申請者に通知し、補助金を交付する。

- 4 市長は、前条の規定により補助金の交付をしないことを決定したときは、その理由を付して当該申請法人に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定を受けた申請法人（以下「補助交付法人」という。）は、市長が別に定める時期に請求書を提出するものとする。

(調査、報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助交付法人に対し、補助対象経費に係る事業について調査し、又は報告書等の資料の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助交付法人が偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金を目的外に使用した場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該補助交付法人に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第11条 補助交付法人は、補助金の交付の対象となった経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、及び当該収支について証拠書類を整備し、これを交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成24年6月8日要綱第117号）

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

付 則（平成26年4月1日要綱第71号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、

所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和３年４月５日要綱第７号）

この要綱は、令和３年４月５日から施行する。

付 則（令和６年８月７日要綱第57号）

この要綱は、令和６年８月７日から施行する。

第1号様式（第5条関係）
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

武蔵野市長 殿

所在地
法人名
施設名
代表者名

武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付申請書

武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金の交付を受けたいので、武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額	合計	円
	内訳 賃借料	円（ 年 月分）
	更新料	円

2 提出書類

- (1) 事業計画書
- (2) 建物等賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象施設に係る賃借料を負担したことを明らかにする書類
- (4) 当該月の全通所者及び市内通所者の人数を明らかにする書類

ただし、(1)、(2)については当該年度において既に提出している場合は添付を省略することができます。

3 補助金の振込先

銀行・信用金庫			
信用組合		支店	普通・当座
口座番号		口座名義人 (カタカナ)	

第2号様式（第7条関係）
第2号様式（第7条関係）

年 月 日

殿

武蔵野市長

武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、武蔵野市放課後等デイサービス等施設賃借料等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

計		円也
内 訳	賃借料	円（ 年 月分）
	更新料	円

ただし、次の条件を守ってください。

- 1 この補助金は、放課後等デイサービス等施設賃借料等に要する経費を補助するものです。
- 2 補助金の請求書は、別紙様式により提出してください。
- 3 補助金は、補助目的以外には支出できません。
- 4 前項に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 5 その他、武蔵野市補助金等交付規則を守ってください。